

公立大学法人前橋工科大学中期計画

(平成25年度～平成30年度)



Maebashi Institute of Technology

前橋工科大学

公立大学法人前橋工科大学中期計画

公立大学法人に移行した前橋工科大学は、前橋市長から指示された「公立大学法人前橋工科大学中期目標」に基づき、すべての教職員の叡智と力を集め、本学で学ぶ学生と地域社会の期待に応え、効率的で、だれにも分かりやすい運営につとめ、市民の信頼が得られるように努力する。

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育に関する目標を達成するための措置

①-1 「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、入学者選抜を行う。また、毎年入試結果について検証を行い、検証結果を公表するとともに必要な改善を行う。

①-2 学生募集活動を強化するために広報委員会に専門部会を設けるとともに、オープンキャンパス^{*1}や説明会の開催等を積極的に展開する。

①-3 総合デザイン工学科では、社会人の受入れのために夜間及び土曜日の開講を継続し、社会人募集を積極的に行う。また、就学者の実情に合わせて、昼の時間帯への授業時間の拡充を検討する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（教育・企画担当）、学務課教務係、学務課学生係】

②-1 基礎教育科目においては、専門技術者として必要な工学基礎科目に加え、人文科学科目、社会科学科目及び語学科目を充実させて、幅広い人間力を育む教育を行なう。

②-2 基礎教育科目の充実を効率的に進めるため、県内公立4大学等の連携に基づきそれぞれの長所を生かした単位互換^{*2}を進める。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（教育・企画担当）、基礎教育センター、教務委員会、学務課教務係】

③-1 学生に、専攻分野ごとの履修モデル^{*3}を明示し、系統的な学習を進め

*1 オープンキャンパス：入学を希望・考慮している者に対して、施設内を公開し、大学への関心を深めてもらうためのイベント

*2 単位互換：相互に他大学の学生の聴講を認め、学生が教育・研究上の必要から在学以外の大学の授業に出席し、所定の試験に合格すれば、その結果を在学における単位として認定する制度。現在は、群馬県立女子大学及び高崎経済大学との単位互換協定並びに群馬大学との単位互換授業の履修が行われている。

*3 履修モデル：進路に応じて修得を推奨する科目等の例。

やすくするとともに、カリキュラム構成は常に点検し、標準修業年限である4年ごとに見直しを行う。

③-2 企業等との連携やインターンシップ*4の充実を図り、学生の市内への就職を促進する。

③-3 教員が学会等に積極的に参加し、最新の技術に関する知識を身につけ、講義等において学生に還元する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（教育・企画担当）、学科長、キャリアセンター、学務課教務係】

④-1 学生に対して提示する教育目標及び講義、実習等の学習計画（シラバス）をより分かりやすいものとし、一人一人の学生が、授業や実習の内容、到達目標、成績評価基準等をしっかり把握して、効果的な学習ができるようにする。

④-2 毎年度、授業評価アンケートを行い、その結果を踏まえて授業内容の改善を行い、教育の質を高める。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（教育・企画担当）、学科長、学務課教務係】

⑤-1 専門教育科目の理解を深めることに直結する数学及び物理については、より効果的な成果が得られるよう教育手法を常に検証する。

⑤-2 学内の各種の委員会の構成員に基礎教育センターの教員を含めるなどして、本学の教育研究に基礎教育センターの意見を取り込める体制を充実する。

⑤-3 学生へのTOEIC受験を奨励し、英語力の向上を図る。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（教育・企画担当）、学務課教務係】

⑥-1 キャリアセンターを中心とし、職業に対する意識の向上、コミュニケーション能力の開発、社会へ出ていくための実践力等の育成につながるキャリア支援プログラムを構築する。

⑥-2 キャリアセンターは、キャリア支援プログラムが時代の変化に対応したものになるように教務委員会と協力し、また、学生の社会の中での実践活動を支えるため地域連携推進センターと協力する。

*4 インターンシップ：一般的には、学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。我が国では、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこととして幅広くとらえている。

- ⑥-3 就職相談業務を専門業者に委託し、学生の就職活動を的確に支援できるようにする。
- ⑥-4 本学卒業生の早期離職を防ぐため、卒業生の就業状況を把握、分析し、その結果を反映したキャリア支援教育を行う。
- ⑥-5 求人側と学生の意識のズレから生じる雇用のミスマッチを防ぐため、インターンシップの実施を拡大する。また、これによる単位認定を推進する。

【担当者（計画遂行責任者）：キャリアセンター】

イ 大学院教育に関する目標を達成するための措置

- ①-1 大学院についても、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を公表し、入学者選抜を行う。また、入学説明会を実施するとともに、大学の内外に向けて募集活動を行う。
- ①-2 大学院での研究テーマを大学院の進学希望者が早い段階から持てるようにするため、学部教育の取組を推進する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、学務課教務係、学務課学生係】

- ②-1 博士前期課程については、専攻分野ごとの履修モデルと学位の授与基準を明示し、系統的な学習・研究ができるようにする。
- ②-2 博士前期課程の学生に早期の段階から研究の目標及び方向性を見つける指導を研究指導教員を中心に実施する。
- ②-3 博士前期課程の学生をティーチング・アシスタントとして教育補助業務を担当させ、指導力を養成するとともに、修士論文の作成に発展させる。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、専攻主任、学務課教務係】

- ③-1 博士後期課程については、分野横断型工学研究シンポジウムでの発表等を通して、特別研究の発展を図るとともに、国内外の先駆的・先端的な研究に参画させることにより、研究能力を高め、創造力を養う。
- ③-2 博士後期課程にティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの制度を導入することにより、指導力を養成するとともに、研究能力を向上させる。
- ③-3 博士後期課程の学生を国内外の先駆的・先端的な研究に参画させるこ

とにより、研究能力を高め、創造力を養う。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、学務課教務係】

④-1 学部から大学院博士前期課程までの6年間を一貫して学習しうる教育プログラムを整備する。

④-2 博士前期課程入学時から博士後期課程修了までの5年間を通した研究計画を可能とするシステムを構築する。

④-3 大学院における教育システムが社会及び経済の動向並びに時代の要請に対応しているかについて、各専攻及び評価・改善委員会において博士後期課程の標準修業年限である3年ごとに検証する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、評価・改善委員会、学務課教務係】

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

①-1 環境共生技術及び生命工学技術に係る教育研究を深めることにより、持続可能な社会の発展に貢献する。

①-2 民間企業、他大学、各種研究機関等との共同研究に積極的に取り組む。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、地域連携推進センター、学務課教務係】

②-1 学科を超えた工学研究を進めるために、学科間の協力による研究に重点研究費を配分する。

②-2 大学院工学研究科環境・生命工学専攻（博士後期課程）の分野横断型工学研究シンポジウムの開催を軌道に乗せ、学内共同研究のノウハウやアイデアを発掘する。

②-3 学内に学科や専攻の枠を超えた教員の研究チームを構築し、学内共同研究を進める。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、学務課教務係】

③-1 学位論文の概要、審査概要等を大学のホームページで公表する。

③-2 教員の学術団体の論文集への掲載件数を増やすとともに、その掲載状況について大学のホームページで公開する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、学務課教務係】

係】

- ④-1 公募型共同課題研究プロジェクト*⁵を推進し、その成果を活用する。
- ④-2 産官学連携による学内外との組織的研究の成果について相互に利用するネットワークを構築し、活用する。
- ④-3 群馬大学等の他大学及び研究機関、民間企業、前橋市及び群馬県等の行政機関、前橋商工会議所等の各種団体との連携を強化する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、地域連携推進センター】

- ⑤-1 外部資金の獲得に全学で取り組み、文部科学省科学研究費補助金等の確保に努める。
- ⑤-2 教員研究費の配分については、外部資金の確保努力等を考慮し、新たな配分方法に改善する。
- ⑤-3 科学研究費補助金等の外部資金申請件数等を教員評価に反映する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、学務課教務係】

(3) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ①-1 地域の民間企業や教育機関との連携を強化して、共同研究、アドバイザー、講師派遣等様々な形で、地域社会の求めに対応できるようにする。
- ①-2 他の教育研究機関とも連携して、市民を対象とする公開講座を積極的に開催するとともに、既に市民向けに開放している図書館のほか、大学機能の市民開放に努める。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、地域連携推進センター】

- ②-1 地域連携推進センターがシンクタンク機能をもてるように、民間企業との共同研究成果等を蓄積して、地元企業の問題解決に役立てられるようにする。
- ②-2 前橋市をはじめとした地方公共団体や国等の政策形成へ積極的に参画す

*⁵ 公募型共同課題研究プロジェクト：地元企業等が抱える課題や要望に応えるため、地域の産業界と連携し、企業ニーズに応える共同研究を実施するものとし、将来的には、共同研究を行った地元企業等の雇用創出に繋げ、結果として本学の卒業生が地元企業等に就職し、地元で定着できる環境整備を進めることを目的とした前橋市の事業。

るとともに、地域のまちづくりや民間企業に対するアドバイザー機能を強化する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、地域連携推進センター】

③-1 前橋市や群馬県が行う事業に、教職員も学生も積極的に参加・協力し、地域社会の一員としての責任を果たし、地域貢献する。

【担当者（計画遂行責任者）：学生部長、キャリアセンター、学務課学生係】

(4) 国際交流に関する目標を達成するための措置

①-1 国際交流は、教員個人の研究交流の中から、必要なものを大学の事業とし、積極的に取り組む。既に連携している北京工業大学と平成24年度に協定を締結した吉林建筑工程学院城建学院との交流は、相互交流を持続する。

①-2 教員の海外研修事業を強化する。

【担当者（計画遂行責任者）：地域連携推進センター、学務課教務係】

②-1 既に交流のある北京工業大学との間では今後も継続して交換留学を実施していくとともに、教員間での共同研究が開始されている吉林建筑工程学院城建学院との間で学生の交換留学の制度化を図る。

②-2 学生の交換留学について、アジア地域での新たな交流大学を開拓するとともに、留学生の受入れ方策について、検討を行う。

【担当者（計画遂行責任者）：地域連携推進センター、学務課学生係】

③-1 海外での語学研修のため学生を引き続き派遣する。

③-2 優秀学生の海外留学について後援会・同窓会の支援が得られるよう協議を行う。

【担当者（計画遂行責任者）：学生部長、学務課学生係】

(5) 教員の資質向上に関する目標を達成するための措置

①-1 総合的な教員評価システムをきちんと整備し、その中で、教職員の地域貢献についても評価対象とする。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長、地域連携推進センター】

②-1 教員採用については公募制により広く人材を求め、本学の学習教育目標

とそれに沿った教育実践が実行できる教員を採用する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長、総務課総務企画係】

- ③-1 毎年度、学長を中心に学内において、教員の教育力向上のための研修計画を立て、これに基づき教員相互による授業参観や各種の研修会等を実施する。

【担当者（計画遂行責任者）：学務課教務係】

- ④-1 教員の教育及び研究活動について、新たに総合的教員評価システムを導入する。新たなシステムは、自己評価を基礎に、学生による授業評価、学科の運営管理に関する貢献度、民間企業との共同研究等地域社会への貢献度等を評価項目に取り入れたものとし、平成25年度に試行を行い、26年度から本格導入する。

- ④-2 新任の助教及び助手に対する任期制の導入の有無及び導入する場合の方法を平成27年度までに検討する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長、総務課総務企画係、学務課教務係】

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 法人化の趣旨がきちんと定着するよう、理事長と学長は協議し、学内のコンセンサスの形成に努め、効率的で公正な大学運営に当たる。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

- ②-1 教職員を対象とした業務運営に関する研修を毎年度開催し、組織に係る役割や組織におけるルールの周知徹底を図る。

- ②-2 グループウェア*6を活用し、業務に係る情報の共有化を推進する。

- ②-3 公立大学法人化により、大学が自主的かつ自律的な活動を行わなければならないことを全ての教職員が自覚し、各自が年間目標を立て、自己管理する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長、総務課総務企画係】

- ③-1 制度上の要求やコンセンサスの形成のために、学外の有識者や多くの教職員の参加を求めて、理事会をはじめ、様々な審議会や委員会を設置・運営し

*6 グループウェア：組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有やコミュニケーションのためのソフトウェアの総称。ネットワーク内における情報の共有、閲覧機能や構成メンバーのスケジュール管理機能などを活用することによって、業務の効率化を図る、

なければならないが、このことが効率的な大学運営を妨げたり、迅速な意思決定を阻害したりすることのないよう、常に、構成員の意識改革と運営体制の改善に努める。

③-2 理事会等各組織の所管事項を組織規程等で明確化する。

③-3 理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会及び工学研究科会議の会議内容については、グループウェアを活用し、会議結果を教職員に公表する。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

④-1 大学の自己点検評価を毎年度1回行い、社会情勢の変化や時代のニーズに対応できているかの視点により課題を洗い出し、必要に応じて学科の改組又は改編を含めた対応策を評価・改善委員会等で検討する。

④-2 ④-1の検討結果については、必要に応じて法人の審議機関に諮り、実行する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長、総務課総務企画係、学務課教務係】

⑤-1 法人に、人員計画や人事方針を立案するための人事委員会を置く。

⑤-2 事務職員については、市職員の派遣等を削減するため、事務の合理化による必要人員の削減、業務の外部委託等を進める。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 地方独立行政法人会計基準にのっとり財務内容を透明化し、毎年度、財務諸表等を公表する。

①-2 業務内容の変化や業務量の変動に応じて、事務組織及び事務処理方法を常に、柔軟に、改善する。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係、総務課財務係】

②-1 競争的資金に関する情報を幅広く収集し、全教員に対して提供する。

②-2 地域の研究ニーズの情報収集及び当該情報の教員への周知により、受託研究の拡充を図る。

【担当者（計画遂行責任者）：地域連携推進センター、学務課教務係】

③-1 人員計画に基づく適正な人員配置、業務の外部委託や人材派遣の活用、入札の公正で効率的な実施、省エネや消耗品の節約等、あらゆる方途を駆使して、管理的経費の節減と効率的で公正な執行に努める。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係、総務課財務係】

4 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置

- ①-1 認証評価機関による評価を平成28年度までに受け、その結果を大学のホームページを通じて公表するとともに、次期中期目標、中期計画に反映させる。
- ①-2 各事業年度における業務の実績に係る評価委員会の評価結果等を大学のホームページ等を通じて公表するとともに、その結果を翌々事業年度の年度計画に反映させる。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

- ②-1 教員の研究分野、研究業績等を大学のホームページ等を通じて公表する。
- ②-2 地域連携推進センターの事業実績について、大学のホームページ等を通じて公表する。

【担当者（計画遂行責任者）：地域連携推進センター、学務課教務係】

5 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

- ①-1 大学及び各教員の教育研究業績及び地域貢献等に関する基礎的な情報を収集及び整理し、大学のブランド力強化に向けての戦略を策定する。
- ①-2 教員の研究成果及び地域貢献活動並びに大学の各種事業等についてホームページ等により、積極的に情報を発信する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長、学生部長、総務課総務企画係、学務課教務係】

- ②-1 博士前期課程においては、「大学院教育に関する目標を達成するための措置（1-（1）-イ）」を確実に実施し、入学者の確保を図る。
- ②-2 博士後期課程においては、「大学院教育に関する目標を達成するための措置（1-（1）-イ）」の確実な実施に加え、内部進学を拡大しうる指導体制及び社会人が履修しやすい制度の構築により、入学者の確保を図る。
- ②-3 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの制度等を充実させ、大学院の学生の経済的支援の体制を確立する。

【担当者（計画遂行責任者）：副学長（研究・地域貢献担当）、専攻主任、学務課教務係、学務課学生係】

- ③-1 施設及び設備の維持管理を適切に行うために施設維持管理マニュアルを策

定する。

- ③-2 各分野における危機管理マニュアルを策定する。
- ③-3 情報セキュリティポリシーを策定し、全教職員に周知徹底する。
- ③-4 災害発生時の緊急連絡網を整備する。
- ③-5 法令及び法人規程に基づいた労働環境の整備や改善を行う。
- ③-6 避難訓練の実施、学内危険個所の洗出し、複数の避難経路の確保等を行う。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係、学務課学生係】

- ④-1 大学の施設については、耐震診断等各種の点検を行い、この結果に基づく施設保全計画及び施設整備計画を前橋市と協同で策定する。
- ④-2 設備については常に使用目的が達せられるよう、適切に管理する。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

- ⑤-1 不正行為や事故を組織的に防ぐためのマニュアルである「コンプライアンス行動指針」の徹底のために、毎年度全教職員を対象とした研修会を実施するとともに、行動指針の見直しを常時行う。
- ⑤-2 不正行為や反社会的行為が発生した場合は、組織的な検証を行い、検証結果を公表する。
- ⑤-3 不正行為や反社会的行為を行った教職員については、厳正な処分を行うとともに、必要な場合は告訴・告発等、法律に基づく対応をきちんと行う。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

- ⑥-1 全教職員を対象とした研修会を毎年度実施することにより、ハラスメントを防止する。
- ⑥-2 ハラスメントの相談体制を確立し、学生及び教職員に周知する。
- ⑥-3 新任教員の公募に当たっては、女性からの応募が増えるよう、周知方法等にも配慮する。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係】

- ⑦-1 物品の購入に当たっては、グリーン購入法の適合商品等の環境に配慮した商品を優先して購入する。
- ⑦-2 節電・節水に全学をあげて取り組む。
- ⑦-3 ガソリンの消費量を減らすなど、CO₂の削減に全学的に取り組む。

【担当者（計画遂行責任者）：総務課総務企画係、総務課財務係】

6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（平成25年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,609
補助金	0
授業料等収入	4,357
授業料収入	3,667
入学金収入	543
検定料収入	147
受託研究費等収入	138
寄附金	48
その他収入	48
計	9,200
支出	
教育費	468
研究費	468
教育研究支援費	219
人件費	6,414
一般管理費	1,547
施設整備費	0
受託研究等経費	84
計	9,200

（注）平成25年度の額を基礎として、平成26年度以降の予算額を試算している。

金額については見込であり、各事業年度の運営費交付金については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

ア 人件費（退職手当は除く。）

中期目標期間中、総額6,414百万円を支出する。

注1 人件費については、平成25年度の人件費見込み額を踏まえ算定しており、定期昇給、給与額の改定等は含まない。

注2 退職手当については、公立大学法人前橋工科大学が定める退職手当規程に基づいて支給することとするが、所要額は各事業年度の予算編成過程において算定され、運営費交付金として措置される。

イ 運営費交付金算定の考え方

①平成25年度

平成25年度の支出見込額から授業料等の収入見込額を差し引いて得た額としている。

②平成26年度から平成30年度まで

平成26年度以降に交付する運営費交付金については、次の算式により決定する。

$$\text{運営費交付金} = \text{標準運営費交付金}^{*1} + \text{特定運営費交付金}^{*2}$$

$$*1 \text{ 「標準運営費交付金」} = a \times 0.99 + b - c$$

$$*2 \text{ 「特定運営費交付金」} = d + e$$

a 効率化係数の対象事業

光熱水費、消耗品費等の経常的経費でb以外のもの

b 対象外事業

a以外として、人件費、研究費交付金、特殊要因の経費（特殊要因については、建物以外の大規模工事、センター試験経費、消費税率の改定見込額等を想定）

c 収入

公立大学法人前橋工科大学の自主財源（入学料及び授業料については、平成24年度の定員数に標準額を乗じて算定し、入学検定料については、平成19年度から平成23年度までの決算額平均を算定の基礎とする。）

d 退職手当

各事業年度の職員の退職者の状況に応じて措置される。

e 入学料、授業料減免等分加算額

各事業年度の入学料及び授業料等の減免等見込額

(2) 収支計画（平成25年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	9, 1 2 6
経常費用	9, 1 2 6
業務費	7, 4 3 2
教育経費	3 3 3

研究経費	4 6 8
教育研究支援経費	1 3 3
受託研究等経費	8 4
人件費	6, 4 1 4
一般管理費	1, 5 4 7
財務費用	0
減価償却費	1 4 7
臨時損失	0
収入の部	9, 1 2 6
経常収益	8, 9 7 9
運営費交付金収益	4, 3 8 8
授業料収益	3, 6 6 7
入学金収益	5 4 3
検定料収益	1 4 7
受託研究等収益	1 3 8
寄附金収益	4 8
財務収益	0
雑益	4 8
資産見返負債戻入	1 4 7
資産見返運営費交付金等戻入	1 0 1
資産見返物品受贈額戻入	4 6
臨時利益	0
純利益	0

(注) (1) 予算及び(3) 資金計画と(2) 収支計画の合計額が異なっているが、これは、企業会計原則に基づく会計処理から生じるものである。

(3) 資金計画（平成25年度～平成30年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	9, 2 0 0
業務活動による支出	8, 9 7 9
投資活動による支出	2 2 1
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0

資金収入	9, 200
業務活動による収入	9, 200
運営費交付金収入	4, 609
授業料等収入	4, 357
授業料収益	3, 667
入学金収益	543
検定料収益	147
受託研究費等収入	138
寄附金収入	48
その他収入	48
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

7 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

1億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

10 前橋市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 地方独立行政法人法第40条第4項に規定する積立金の使途

第1期目の中期目標期間であることからなし。

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし